

○電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部改正案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案	現 行
<p>（電気通信主任技術者の選任を要しない場合）</p> <p>第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、<u>事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村（特別区を含む）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市（第七項において単に「指定都市」という。）にあつては、その区の区域）を超えない場合のうち、当該区域における利用者の数が三万未満であるときであつて、次の各号のいずれかに該当する者が配置されているとき又はその事業用電気通信設備が専らドメイン名関連事業（電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）第六条第二項に規定するドメイン名関連事業をいう。）の用に供するものである場合とする。</u></p> <p>一～四 （略）</p> <p>2～7 （略）</p>	<p>（電気通信主任技術者の選任を要しない場合）</p> <p>第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、<u>事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村（特別区を含む）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市（第七項において単に「指定都市」という。）にあつてはその区の区域）を超えない場合のうち、当該区域における利用者の数が三万未満である場合であつて、次の各号のいずれかに該当する者が配置されている場合とする。</u></p> <p>一～四 （略）</p> <p>2～7 （略）</p>

附 則

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。